特集２　犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度）の創設について

第１　新制度の創設

犯罪の被害にあわれた方やその家族など（以下「犯罪被害者等」という。）は、被害直後から身体的にも精神的にも大きなダメージを負っている。そのような状況下で、例えば、警察の事情聴取や加害者側の弁護士からの接触、マスコミの取材や裁判への対応など、様々な負担がのしかかってくる。これらの対応を法律の専門家である弁護士に依頼したくても、被害が原因で仕事ができなくなり、経済的に困窮するなどして弁護士による援助が受けられない場合がある。

このような犯罪被害者等のため、令和８年１月13日から、法テラスの犯罪被害者支援業務に、新たに「犯罪被害者等法律援助業務（犯罪被害者等支援弁護士制度。以下「新制度」という。）」が加わることとなった。

第２　新制度創設の背景

これまで法テラスでは、犯罪被害者等からアクセスがあった場合、被害回復のための手段が民事手続であれば民事法律扶助を、刑事手続などに関しては日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から委託を受けて実施する援助制度（以下「日弁連委託援助」という。）を用いて法的支援を行ってきた。

しかし、それぞれ援助の内容が異なるため、犯罪被害者等のニーズに応じてこれらを使い分ける必要があり、全体を一貫してカバーできる制度が存在しなかった。また、民事法律扶助は弁護士費用等の立替えを行うものであり、立替金の償還を要するなど経済的負担を伴うこととなる。加えて、日弁連委託援助は日弁連が会員から徴収した会費を原資としており、国庫から支出されるものではない。

このため、新たな援助制度の必要性が指摘されていた。

また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）は、その前文において「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務」であるとし、第3条において「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と定め、第４条では「国は、（中略）、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と「国の責務」を定めている。

このような背景を踏まえ、法務省において、新制度の創設に向けた検討が進められた。

第３　新制度開始までの経緯

① 令和2年7月～令和3年4月	犯罪被害者支援弁護士制度検討会
② 令和3年10月～令和5年4月	犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会
③ 令和5年6月6日	犯罪被害者等施策推進会議決定
④ 令和6年4月24日	総合法律支援法の一部を改正する法律公布
⑤ 令和7年9月10日	総合法律支援法施行令の一部を改正する政令公布
⑥ 令和7年9月19日	業務方法書変更に係る大臣認可
⑦ 令和7年11月～	契約弁護士の募集を開始
⑧ 令和8年1月13日	運用開始

法務省は、犯罪被害者の支援を充実させる観点から、①令和２年７月に「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を設置し、支援の対象とすべき犯罪被害者の範囲や支援の在り方等について広く課題を検討し、論点整理を行った。同検討会は全５回開催され、法テラスはオブザーバーとして出席した。

②令和３年10月には、上記論点整理の結果等を踏まえて更に検討を進めるため、「犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会」が設置された。同協議会では、法務省・日弁連・法テラスの三者が、真に援助が必要な犯罪被害者に対する法的支援の方策・在り方について、実務的な観点から検討を行い、運用面における改善・見直し事項を洗い出すとともに、法制度化に向けた課題等を協議した。同協議会は全14回にわたり開催され、令和５年４月に、「被害発生の早期の段階における弁護士による継続的かつ包括的支援及びこれに対する経済的援助を可能とする制度（＝「犯罪被害者等支援弁護士制度」）の導入を求める」とする取りまとめが公表された。

③上記のような取りまとめや自民党政務調査会司法制度調査会提言等を受け、同年６月６日、政府は、犯罪被害者等施策推進会議において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定し、その中で「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」が掲げられ、法務省において所要の法整備等が進められた。

そして、令和６年の第213回通常国会に総合法律支援法の改正法案が提出され、④令和６年４月18日に「総合法律支援法の一部を改正する法律」が成立（同年４月24日公布）し、「犯罪被害者等支援弁護士制度」は法テラスの正式業務の一つとして法律に明記された。さらに、⑤令和７年９月５日に「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令」等が閣議決定され、新制度の運用開始日が令和８年１月13日とされた。法務省、日弁連との意見交換等も経て、⑥同年９月19日には、新制度の枠組み、報酬体系、業務上の手続等を定める業務方法書の変更について大臣認可がなされた。

また、新制度の運用に当たっては、担い手となる弁護士の存在が欠かせないため、⑦同年11月から契約弁護士の募集を開始した。さらに、弁護士との契約条項や「弁護士向け業務解説」の作成、手続の細目を定める関連規程類の整備を進め、日弁連や各地の弁護士会の協力を得て全国の地方事務所で担い手確保に努めた。

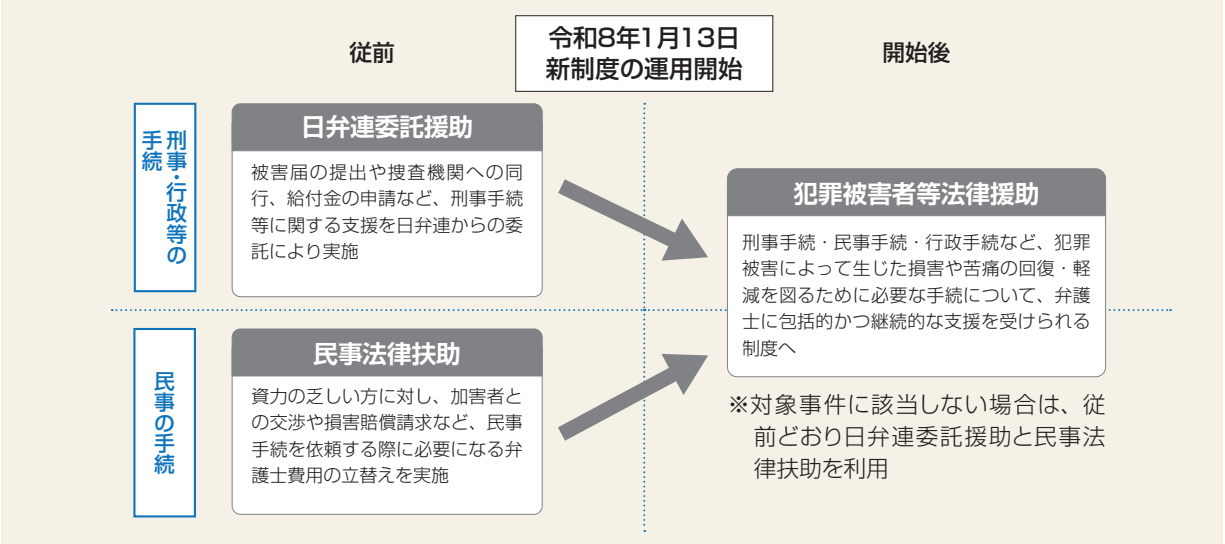
以上のような経過をたどり、新制度は⑧令和８年１月13日からその運用が開始された。

第４　制度概要

１　従来の制度（民事法律扶助、日弁連委託援助）からの変化

新制度ができるまでは、次のページの図のように、例えば、性被害にあわれた方が被害届の提出や捜査機関への対応など刑事手続に関することを弁護士に依頼するときは日弁連委託援助を利用し、加害者に対する損害賠償請求等の民事手続を依頼するときは民事法律扶助を利用するなど、弁護士の活動（依頼する内容）に応じて制度を使い分けなければならず、それぞれの制度で異なる利用要件を満たす必要があった。

新制度では、一度の利用申込みで、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、同一の弁護士から包括的かつ継続的に支援を受けることができるようになった。これにより、必要な書類の準備や受付時の被害申告などの手続上の負担が減り、弁護士費用も自らが経済的な負担をする立替制ではなく原則として法テラス負担となったため、経済的な負担も小さくなった。



2　新制度の概要

（1）　利用要件

この制度を利用するには、㋐対象犯罪の被害者等であること、㋑制度を利用する方の資力が一定以下であることの各要件を満たす必要がある。

㋐対象犯罪については、次の３つの類型が定められており、新制度の運用が始まった令和８年１月13日以降にこれらの犯罪行為の被害にあった犯罪被害者等が対象となる。

- 殺人や傷害致死、強盗殺人、危険運転致死などの故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（未遂を含む）
- 不同意性交等や不同意わいせつなどの刑法に定められる一定の性犯罪（未遂を含む）
- 傷害や危険運転致傷などの故意の犯罪行為により人を負傷させた罪により治療期間が３か月以上又は一定の後遺障害が残る被害を受けた場合

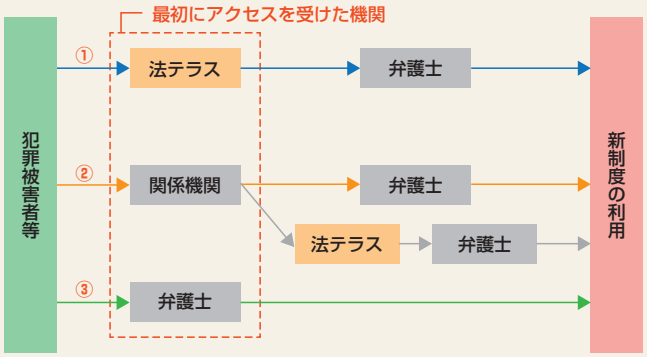
なお、被害直後の段階では、対象罪名に該当するか分からない場合が多いが、弁護士が、犯罪被害者等から被害状況を聴き取り、対象罪名に当てはまると判断したときは、原則として援助の対象となる。

㋑資力要件については、申込者とその配偶者が有する現金・預貯金等から一定の療養費等を控除した額が300万円以下である必要がある（民事法律扶助には月々の収入額の要件があるが、新制度ではこの要件はない）。

（2）　利用の流れ

犯罪被害者等が法テラスの「犯罪被害者支援ダイヤル0120-079714（なくことないよ）」や地方事務所に連絡すると、法テラスにおいて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する。犯罪被害者等は、紹介を受けた弁護士に相談し、新制度を利用した継続的な支援を希望する場合には、同弁護士を通じて法テラス地方事務所へ新制度の利用を申し込むこととなる。

法テラス以外の支援機関等から弁護士を紹介されたり、自身で探して依頼したりした場合でも、その弁護士が法テラスと契約していれば、同様に弁護士を通じてこの制度の利用を申し込むことができる。



① 法テラスにアクセスした場合
法テラスから犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を受けて制度を利用する

② 関係機関にアクセスした場合
・関係機関とつながりがある弁護士を経由して制度を利用する
・関係機関から法テラスにつながり、上記①の紹介を受けて制度を利用する

③ 弁護士にアクセスした場合
直接弁護士につながることで制度を利用する

（3） 弁護士による活動

新制度では、弁護士に以下の図に掲げた活動を包括的に依頼できる。ただし、ここに掲げた活動を全ての事案で行うわけではなく、事案に応じて必要となる活動は異なることから、個々の活動の要否は、利用者の要望や状況等を踏まえ、最終的には法律の専門家である弁護士が判断することとなる。

犯罪被害者等法律援助

対象被害に関する**法律相談**

民事に関する手続（例）
・和解の交渉
・損害賠償請求訴訟
・民事調停
・損害賠償命令
・民事執行

刑事に関する手続（例）
・被害の届出、告訴又は告発
・捜査機関や裁判所への対応
・加害者やその代理人との交渉
・証人尋問の準備又は打合せ
・刑事裁判や少年審判における意見の申述の申出
・刑事裁判や少年審判の傍聴
・裁判所への同行

行政その他の手続（例）
・犯罪被害者等給付金等の申請
・行政機関への対応
・行政機関への同行
・報道機関への対応

※ 犯罪被害者等の要望を踏まえ、弁護士において必要な活動を判断します。

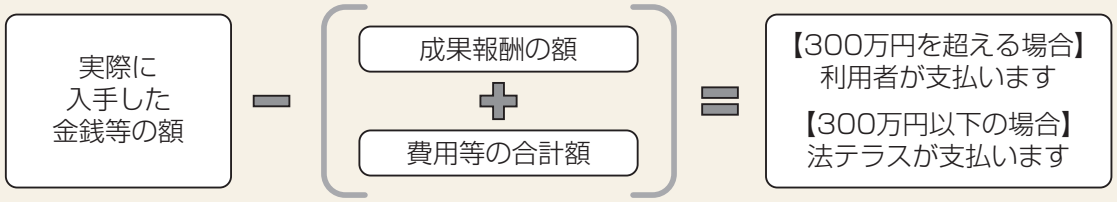
（4） 弁護士に支払う報酬等

弁護士報酬等については原則として法テラスが負担することとなっており、利用者の費用負担はない。ただし、以下のㇷから㋒の場合には、例外的に利用者に費用負担を求めることがある。

ㇷ　相手方から金銭等を受領した場合、その受領額の10%（税別。その額が3000万円を超えるときは、その超える部分は6%（税別）として算出する。）を弁護士に対する「成果報酬」として利用者が直接弁護士に支払う。

㋑　相手方から多額の金銭等を受領し、その受領額から治療に要する費用や上記「成果報酬」を差し引いても300万円を超える金額が残る場合には、300万円を超えた金額の範囲内で弁護士の報酬や実費が利用者の負担となる（下記の図のとおり）。

【利用者負担となる基準㋑】



㋒　事件処理に必要となる実費が一定額を超えた場合には、超えた部分について利用者の負担となる。

関係団体の方へのインタビュー

日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会副委員長
弁護士
山本（やまもと） 剛（ごう）



私は、大学時代に犯罪被害者学の授業を受けてから犯罪被害者支援に興味を持ち、弁護士登録をした2002年から実際に被害者支援に関わるようになりました。弁護士登録後、第二東京弁護士会の犯罪被害者支援委員会に参加し、その後、日弁連の犯罪被害者支援委員会にも関わるようになり、その中で、法テラスの犯罪被害者支援の業務内容を形づくることにも携わりました。現在の「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介」業務の流れもその頃に検討したものです。法テラスが業務を開始する直前の2006年8月から2009年3月までは、法テラスの職員としても勤務し、法テラスの業務が円滑に進むように、様々な実務に幅広く携わりました。

今回創設された犯罪被害者等支援弁護士制度は、全く新しい制度というよりも、法テラスで実施している日弁連委託援助業務の犯罪被害者支援（以下「委託援助」という。）の一部と民事法律扶助の一部を特定の被害者のために一つの制度に切り出したもので、国費による支援として拡充したものといえます。

もともと委託援助は、法テラスが設立される前の財団法人法律扶助協会時代から同協会の自主事業として運営されていたところ、法テラス設立により同協会が閉鎖されるに伴い、日弁連が委託援助業務としてその運営を法テラスに委託することになりましたが、その財源は日弁連が会員から徴収した特別会費でした。しかし、被害者支援に関する制度は国の責務として運営するべきと考えますので、日弁連では長年様々な形で国費化の必要性を継続的に求めてきました。法務大臣への要望活動や、法務省の検討会・実務者協議会等を通じて議論も重ねてきました。私自身も実務者協議会の構成員として参加し、その制度設計に関わりました。新制度が創設されたことにより、被害者に必要な制度がようやく国費化という形で実現したことには、大きな感慨があります。被害にあわれた方々の声が世の中に浸透していって、支援の必要性が広まった表れだとも感じました。

もっとも、新制度の創設に当たっては様々な課題もありました。被害者の負担を抑えながら制度として適切に運営する必要がありますし、一方で弁護士自治との関係も慎重に考えなければなりません。弁護士は国と対立する立場に立つこともあるため、国費化によってその活動が制約されることがあってはならないからです。そのため、弁護士の活動が制限されることがないよう、法テラスにおける判断の一定の場面に弁護士が関与することとなる制度となりました。

そして、被害者にどれだけ寄り添った制度にできるか、これはもちろん大きな論点でした。今回の制度は、資力要件が設けられているほか、対象となる犯罪も限定されています。しかし、被害者は、被害を受けたことで精神的に大きな負担を抱える中で、弁護士に相談すべきか、相談する場合にこの制度の対象となるかなど判断が付かないことも多いと思われますので、まずは相談を受けた弁護士において新制度の対象犯罪に該当するかについて判断する仕組みとなっています。被害直後の早い段階から弁護士による支援につなげられることから、大変意義があると思っています。

新制度により、これまで民事と刑事で別々だった申込手続や資力確認等が一本化されると同時に、金銭的な部分からも被害者の負担はかなり軽減され、切れ目のない支援を受けられるようになりました。そのため、警察や検察、被害者支援団体等でも、今までより弁護士を紹介しやすくなったのではないでしょうか。法テラスにおいては、制度がより浸透するよう、犯罪被害者やそのご家族、そして支援者となる弁護士の双方に継続してこの制度を周知していってもらいたいです。

犯罪被害にあわれた方には、「まずはためらわずに相談してほしい」とお伝えしたいです。新制度の対象でなくても、既存の制度を利用できる可能性があります。悩みを抱え込まず、まずは法テラスに連絡していただきたいですね。

第５　制度周知について

新制度の利用は、令和８年１月１３日の運用開始日以降に犯罪の被害にあわれた方やその家族などが対象とされているため、運用開始日前に被害にあわれた方も利用できるのではといった誤解を招くおそれがあることから、事前の制度周知に際して難しさがあった。そこで、法テラスでは、まず、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体への新制度の周知を行い、各相談窓口において案内してもらうように依頼することから周知を始めた。

全国の地方事務所では、各地で協議会等を開催し、関係機関等との連携強化に取り組んだ。

以下の資料は、新制度の運用開始前に作成した制度周知チラシである。



制度周知チラシ

リーフレットやポスターを全国の裁判所、検察庁、警察署に送付したほか、関係機関・団体に対し相談窓口に備え置くことなどを依頼した。周知用動画コンテンツも制作して、法テラス公式YouTubeで配信した。

運用開始直前には記者会見を行い、新聞各紙やニュース等で取り上げられるなど、多様な方法により制度周知を図った。

第６　まとめ

これまでは、被害直後の疲弊した状態で自ら動けない方、弁護士に依頼したくても経済的な事情で法律サービスの利用を断念された方も一定数いたものと考えられるが、そのような方が一人でも少なくなるよう、新制度の情報を届けていく必要がある。

新制度は、多方面からの求めにより創設された犯罪被害者等の負担を軽減する制度であり、国費で賄われるものであることから、これが整備されたことは犯罪被害者支援にとって、また社会的にも大きな一歩といえる。法テラスでは、今後も引き続き担い手確保に努めつつ、より利用しやすい制度となるよう取り組んでいく。

「あの時、一歩を踏み出して良かった。」と感じていただけるよう、弁護士や関係機関の皆様の協力を得ながら新制度を運用していきたい。